

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第18号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第10号中「65,000」を「82,000」に改め、同表中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第40号までを1号ずつ繰り上げ、第41号を削り、第42号を第40号とし、同表第43号教育研究所職員、研究員の項を削り、同号を同表第41号とし、同表中第44号を第42号とし、第45号から第47号までを2号ずつ繰り上げ、同表第48号青少年相談室職員、研究員の項を削り、同号を同表第46号とし、同表中第49号を第47号とし、第50号から第55号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。